

第1章 総則

1-1 目的

坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準（平成 27 年坂戸、鶴ヶ島水道企業団基準第 1 号。以下「施工基準」という。）は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、同施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「施行令」という。）、同施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。）、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例（平成 10 年坂戸、鶴ヶ島水道企業団条例第 1 号。以下「給水条例」という。）、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程（平成 10 年坂戸、鶴ヶ島水道企業団規程第 2 号。以下「給水規程」という。）及び関係規定に基づき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団（以下「企業団」という。）の給水区域内で施工する給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

1-2 施工基準が定める内容

施工基準には、標準的な情報を提供するために、以下の内容を定める。

- (1) 給水装置の配水管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの材料、工法、工期その他工事上の条件に関する指定事項
- (2) 給水装置工事に係る図書の作成及び手続き等に関する事項
- (3) 給水装置工事の計画から設計・施工に必要な基準等
- (4) その他

1-3 給水装置の定義

法第 3 条第 9 項において、「給水装置」とは配水管から分岐して設けられた給水管と、これに直結して設けられる給水用具をいう。

1-4 給水装置工事の種類

給水装置工事は、次に掲げる種類に区分する。

- (1) 新設工事
新たに給水装置を設置する工事
- (2) 改造工事
給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事
- (3) 修繕工事
法第 16 条の 2 第 3 項の省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、給水装置の原形を変えないで給水管や給水栓等を修理する工事
- (4) 撤去工事
給水装置を配水管又は他の給水装置から取り外す工事